

2020年 4月15日

関係者各位

新型コロナウイルス感染症対策に対する 要望書についてご返答書拝受のご報告

一般財団法人谷桃子バレエ団
芸術監督 高部尚子

経済再生担当、全世代型社会保障改革担当、内閣府特命担当、
新型コロナ対策担当大臣、西村康稔殿
よりご返答書を頂戴いたしました。

平素から皆様には当バレエ団の活動にあたりまして、格別のご理解とご支援を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

去る4月10日、経済再生担当、全世代型社会保障改革担当、内閣府特命担当、新型コロナ対策担当大臣、西村康稔殿に提出させていただきました要望書について、西村康稔大臣よりご返答書を頂戴いたしました。

このご返答書が頂戴できましたのも皆様のご理解とご協力により、多くのバレエに関わる人々の声として要望内容が認められたからに他ならないと思っており、改めてご協力いただきましたことに感謝申し上げます。

今後も私共谷桃子バレエ団は西村康稔大臣からのお言葉のとおり、忌憚のない意見を発信させていただき、バレエ業界の直面している大きな問題の改善のために全力で努めてまいります。今後も皆様のご理解とご協力を賜れますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

頂戴いたしました返答書の詳細内容については、以下の通りとなります。

谷桃子バレエ団
芸術監督 高部尚子 様

新型コロナウイルス感染症に対する対応について、ご提言ありがとうございます。政府が大規模イベントの自粛等をお願いする中で、大変な困難に直面されているものと推察します。社会の基盤ともいえる文化芸術の灯は絶対に絶やしてはなりません。この強い思いの下、皆様に難局を乗り越っていただくことに重点を置いた緊急経済対策を策定いたしました。

まず、舞台活動を主催する団体の皆様については、①売上高が一定程度減少している事業者を対象とした「持続化給付金」の支給、②政府系金融機関や民間金融機関による実質無利子・無担保融資、③公共料金、社会保険料、国税・地方税の延納措置など、事業継続に必要な資金の確保、可能な限りの支払いの最小化に徹底的に取り組んでいます。いずれの支援も一般財団法人や公益財団法人だからといって対象外になるわけではありません。是非、活用をご検討ください。

また、文化芸術イベントが中止になった場合に、観客が入場料等の払い戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額を寄付金控除の対象とする税制上の措置も創設しました

バレエダンサーやスタッフ等の、フリーランスとして働いておられる方々には、①収入が急激に減少し、生活に困っている世帯への生活支援臨時給付金（30万円）、②最大80万円（単身世帯の場合、最大65万円）の返済免除条件付きの緊急小口資金等の家計支援を行います。さらに、個人事業主（フリーランスも含む）として一定程度売上高が減少していれば、「持続化給付金」の対象にもなります。

生活支援臨時給付金については、一般に世帯主が主たる稼得者と考えられることから、世帯主の収入に基づいて給付を判断することとされていますが、実際には必ずしもそうではない場合もありますので、実態に即した対応となるよう検討をしているところです。

大規模イベントについては、感染拡大を防止するために、自粛をお願いせざるを得ない状況です。一日も早く感染症を収束させることが、文化芸術の灯を守りぬくうえでも最も重要であり、ご理解を賜りたいと思います。感染症収束後は、売上等に大きな打撃を受けたイベント事業等を対象に、官民一体型の消費喚起キャンペーンを実施します。引き続き、忌憚のないご意見をよろしく願います。

経済再生担当大臣
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
西村 康稔